

EPA早期締結ために¹

外国人看護師受け入れ問題への EPA ファンドの適用

神戸大学 石黒馨研究室 国際金融

大田麻衣 杉本裕樹 田村聡子 友田武 脇谷敏文

2007年12月

¹ 本稿は、2007年12月1日、2日に開催される、ISFJ日本政策学生会議「政策フォーラム2007」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、石黒教授（神戸大学）をはじめ、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

要約

(1) 本稿の目的・結論

本稿の目的は経済連携協定（以下 EPA）の交渉円滑化のための政策提言である。日本の EPA の交渉が難航する原因を□交渉難航点の構造問題□現行の EPA 制度の利益不均衡とし、この2点を解決するために EPA ファンドによる資金の流れを創出する政策を提言する。

本稿の結論は EPA ファンドによって EPA の推進派の利益の一部を反対派の構造改革にあてることによって、前文2点の難航原因を解決し EPA 交渉が円滑化が促進される点である。

本稿では具体的に日フィリピン EPA に焦点を当て、日フィリピン EPA の最大の交渉難航点である外国人看護師受け入れ問題を扱った政策提言を行っている。

(1) 問題意識

日本の経済連携協定（以下 EPA）は、90年代後半から東アジアを中心に積極的に交渉されてきた。EPA は2カ国間、地域間の経済連携交渉であるため、交渉国の経済状況によって柔軟な対応ができ、相互のニーズを細かく満たすことができる交渉である。

日本の EPA は貿易自由化分野にとどまらず、広範囲に相互の経済協力を含んだ質の高いものである。このため、日本の EPA は主な交渉相手国である東アジア諸国との交渉では相手国の経済状況によって、主に二つの交渉難航点があり、交渉は円滑に進まない場合がある。

これは日本の EPA の大きな問題であり、交渉時間が長期化するだけでなく、締結内容の実りを小さくする影響があるため、日本の EPA の効用最大化のためには交渉難航点の解決が必要である。二つの交渉難航点とは、□農業問題□外国人労働者受け入れ問題であり、どちらも構造改革を迫られた日本の構造問題である。つまり、EPA 交渉難航点の解決とは日本の構造改革と言える。

次に、日本の EPA の制度面での問題点をあげる。EPA が締結されることによって貿易関係の分野には大きな利益が享受されるが、交渉難航点となる分野においては大きな損失をもたらす。この損失が構造改革のインセンティブとなり、長期的にまた日本全体から見ればメリットとなるが、当分野においては短期的に大きな損失を被ることになる。現行の制度においては、利益を得る分野と不利益を被る分野で EPA による利益の大きな不均衡が残されたままであり、これが交渉難航分野の交渉反対圧力を大きくする要因である。

以上の【1】交渉障害となる交渉難航点の構造問題【2】EPA の利益の不均衡による反対派の圧力の2点の問題を解消するために、推進派の利益の一部を反対派の構造改革の資金にあてる政策を考える。

具体的には、日フィリピン EPA での最大交渉難航点である外国人看護師受け入れ問題における交渉障害圧力は日本看護協会の受け入れ4条件であり、またこの4条件は現行受け入れ体勢の問題点である。EPA ファンドによる資金の支出はこの4条件を満たす制度に拠出する。

(3) 分析

EPA 交渉の分析には 2 レベルゲーム理論を使用した。具体的に、日フィリピン EPA の外国人受け入れ問題におけるアクター日本政府、フィリピン政府、日本看護協会とその圧力受け入れ 4 条件で検証した。資金の流れをサイドペイメントとして日本看護協会に拠出し、またその拠出先を圧力の受け入れ 4 条件を満たす制度にすることによって、実質的に看護協会の圧力が低下し交渉可能領域が広がることによって、GATT 2 4 条の制約下での締結が増加することを示した。理論のシミュレーションとして本稿の最後にシミュレーションソフト artisoc によるシミュレーション結果を加えている。

(4) 政策提言

交渉円滑化のために EPA ファンドの設立を提言する。EPA ファンドの目的は第一に EPA による利益の不均衡を解消するために推進派利益の一部を反対派に拠出すること。第二にその拠出先を反対派の圧力低下を促す制度の改革に用いることである。

ファンドの財源となる収入面では、日フィリピン EPA によって利益を得る分野の代表として自動車業界を推進派の例とし、貿易自由化が成立した場合の自動車業界の利益の一部を課徴金として徴収する。収入の算出は、EPA 締結によって日本からフィリピンへの自動車の輸出が自由化された場合の自動車業界の利益を部分均衡分析で算出した。

ファンドの支出面は、日フィリピン EPA によって決まった受け入れ制度（ハードルの高さからフィリピン側は合意していない）の問題点である□研修が全て受け入れ病院負担である点□日本の国家資格の取得を支援する制度不十分である点□日本語の語学力の習得が 6 ヶ月間の研修期間しかない点である。それぞれを解消するために、□研修受け入れ病院への研修費補助□資格試験予備校の学費補助□語学学校の学費補助に支出する。

(5) シミュレーションによる裏づけ

2 レベルゲーム理論による EPA ファンドの効果をシミュレートするために、シミュレーションソフト artisoc によるシミュレーションを行った。EPA 交渉において反対派に対してのサイドペイメントがない場合の交渉成立確率が 18.1%であることに対して、反対派のコストを 50%補助するサイドペイメントがある場合の交渉成立確率が 67.7%となる結果を得られた。このことから、日フィリピン EPA において、日本看護協会に対して外国人看護師受け入れ 4 条件のコストの 50%をサイドペイメントで補助することにより、交渉成立確率が 7 割近くまで達成されるという結論である。

目次 (論文構成に応じて自由に章立てをしてください)

はじめに

第1章 EPA概要

第1節EPAの歴史

- (1.1.1) EPAとは
- (1.1.2) 日本のEPAの歴史

第2節EPA締結メリット

- (1.2.1) 政治面
- (1.2.2) 経済面

第2章 EPA交渉の障害

第1節 日本の経済構造問題

- (2.1.1) 交渉難航点
- (2.1.2) 日本の経済構造問題「農業」
- (2.1.3) 日本の経済構造問題「人の移動」
- (2.1.4) 日フィリピンEPAの看護師受け入れ問題

第2節 2レベルゲーム理論による交渉の枠組み

- (2.2.1) 2レベルゲーム理論
- (2.2.2) 日フィリピンEPAの看護師受け入れ問題

第3章 EPAによる利益の不平等

第1節 推進派

- (3.1) 自動車業界

第2節 反対派

- (3.2.1) 農業
- (3.2.2) 看護協会

第4章 EPAファンド構想

第1節 目的

- (4.1.1) 政策提言
- (4.1.2) 目的
- (4.1.3) EPAファンド

第2節 ファンドのシステム～収入部分均衡分析

- (4.2.1) 収入システム
- (4.2.2) 部分均衡分析による算出

第3節 ファンドのシステム～支出

- (4.3.1) 支出システム
- (4.3.2) 外国人看護師受け入れシステムの問題点
- (4.3.3) 支出算出

第5章 ファンド^o効果のシミュレーション

第1節 artisoc シミュレーション設定

(5. 1. 1) artisoc

(5. 1. 2) シミュレーション設定

第2節シミュレーション結果

参考文献・データ出典

はじめに

私たちの研究室は国際経済学のなかでも日本の経済連携協定（F T A / E P A）についての研究をしている。政策提言では、日本の F T A 交渉を円滑にし、早期締結を実現するための政策の提言を目的としている。

今日、世界貿易機関（以下 WTO）での合意形成が困難になる中で、WTO を補完するものとして経済連携協定（F T A / E P A）の締結数が増加してきた。日本にとって EPA の締結は東アジアでの協力体制の構築や関税撤廃による工業製品の輸出増加、EPA を結んでいないことによる不利益の解消など、政治的経済的メリットをもたらす。このようなメリットを考慮した場合、早期締結が望ましく、それに向けての戦略が必要である。

現在の日本の F T A の交渉制度の問題点は□ F T A 締結による利益の配分の不均衡が起ること□交渉反対派の圧力により円滑な F T A 交渉が妨げられることである。

本稿の目的は、締結を調整する制度を提言することである。日本の F T A における利益配分の不均衡本稿の主要な結論は以下の点にある。第一に、現状では F T A による利益は輸出に関わる企業に集中し、F T A による不利益は農水産業や人の自由化の影響がある分野に集中している点。第二に、上記の格差を解消することで、F T A 交渉が円滑化する点。第三に、一、二から利益の流れを作る制度が必要である点である。

分析手法としては、2 レベルゲーム理論を用い、サイドペイメント等により看護協会の圧力が下がることにより、交渉が円滑化することを証明した。また、シミュレーションソフト *artisoc* を用いることにより、どういったサイドペイメントにより、どの程度交渉が円滑化するかを明らかにする。

政策提言では EPA ファンドを創設し、EPA の問題点である利益の不均衡を是正するために、利益をこうむる業界から不利益をこうむる業界にお金の流れを作る。

第1章 EPA概要

第1節 EPAの歴史

1-1-1 EPAとは

F T A / E P A (経済連携協定) は W T O (世界貿易機関) 加盟国の増加や交渉項目の多様化から、W T O での交渉や合意形成が難しくなり、W T O の役割である自由貿易体制の維持・強化を補完するものとして登場した、二国間や狭い地域間の経済連携のスタイルである。日本は F T A に対して慎重な姿勢をとっていた為、他の先進国および地域と比べ、日本の F T A は出遅れていたが、90 年代末以降、それまでの G A T T / W T O の一辺倒の通商政策から、F T A などの二国間・地域間の経済連携協定も重視する多層的通商政策へと転換した。

東アジア諸国との F T A 交渉において、日本の関心事項は主に自動車や電気製品、鉄鋼などの分野の東アジア諸国の関税撤廃や、投資・貿易ルールの整備や、知的財産権の保護などであり、様々な分野を包括的に盛り込んだ質の高い F T A の締結を目指している。日本企業が多く進出している東アジア諸国との F T A では、関税撤廃以外の経済協定が非常に重要な意味を持つことになる。

また、他の先進国諸国が、早期締結を重視し、締結内容の議論は半ば置き去りにする形で政府間の F T A 締結を急いでいるのに対し、日本は慎重な調査と議論の上で大筋で合意した後に締結する交渉体勢の為、交渉に時間がかかり長期化していることは問題ではあるが、内容の質が評価されている。¹

1-1-2 EPAの歴史

2002 年 1 月には、日本にとって初めての F T A となる日シンガポール新時代経済連携協定 (J S E P A) に署名し、同年 11 月に発行した。シンガポールとは既にほとんどの関税が撤廃されていた為、交渉も円滑に進み、F T A としての貿易効果はあまり大きくなかったものの、サービス貿易、相互承認、投資ルール、人の移動、知的財産、貿易の円滑化、政府調達、その他各種二国間協力などさまざまな分野を盛り込んだ質の高い F T A であり、日本がその後締結する F T A モデルとなるものであった。その後メキシコとも締結し、A S E A N 諸国とは 2002 年 1 月、小泉首相 2012 年までの創設を目指す「日 A S E A N 包括的経済連携協定構想」を提唱、2003 年に 10 月日 A S E A N 首脳会議で枠組みに署名し、本交渉が開始され、同時に A S E A N 各国とも二国間 F T A の交渉が開始された。

日本は中国への対抗、東アジア地域における日本の役割を確保するため、東アジア諸国との F T A に積極的であり、日 A S E A N 包括的経済連携協定の早期締結が日本の F T A 戦略のカギとなっている。この日 A S E A N 包括的経済連携協定は関税撤

¹ 2007 年 9 月 11 日 タイ、バンコクで行った JETRO バンコク事務所榎山氏へのヒヤリング

廃、サービス貿易、投資自由化などの個別自由化分野については二国間 F T A にゆだね、A S E A N 全体では累積原産地ルールなどの統一の原産地規則などを盛り込む予定である。

第2節 EPA 締結のメリット

EPA 締結のメリットは大きく政治面と経済面に分かれる。

1-2-1 政治面

外交上のメリットは、特に現在重点的に交渉を行っている東アジア諸国との F T A 締結では日本と締結相手国の経済発展、相互依存を通じて地域の安定化をもたらし、東アジアにおける日本の役割を高めることにつながる。

1-2-2 経済面

経済上のメリットは大きく 3 点に分かれ、第一に F T A を締結しないことによる不利益を解消する。例えば、日メキシコ F T A では、日本が F T A を締結していないことによって、既に締結していた欧米諸国から不利であった状況が、F T A 締結によって解消された。同様に、中国 A S E A N F T A が締結されている現在、日本と A S E A N が F T A を締結しない場合も不利益が生じる。第二に、日本企業の海外市場の確保・海外ビジネス環境の改善がある。特に日本企業が積極的に進出している東アジア諸国においては、F T A の締結による相手国の輸入関税撤廃、サービスの自由化によって日本の販売市場は拡大する。また、税関手続きの円滑化や、基準認証、知的財産権の保護強化、投資ルールの整備などにより、日本企業のコストリスクが大幅に低減する。第三に、F T A の締結により否応無く国内の構造改革を求められる。特に日本が元来守ってきた農業や外国人労働者の受け入れの問題では、国際社会の一員としての適切な対応と構造改革を求められ、一時的には痛みを伴うものの長期的に見れば日本にとって必要な改革となる。

これらのメリットにより、現在の日本にとって F T A はなくてはならないものであり、F T A の効用を最大化するためには、内容の充実した実りの大きい F T A を早期に締結することが、日本外交、日本経済の今後にとって非常に大きな課題となる。

第2章 EPA交渉の障害

第1節 日本の経済構造問題

2-1-1 交渉難航点

F T A交渉で、交渉が難航し締結が円滑に進まない要因は、2国の関心事項と譲許点の相違にある。交渉相手国によって相手国の関心事項と譲許点は異なるが、日本の主な関心事項は自動車や電気製品の関税の撤廃や貿易・投資ルールを整備などである。この分野はF T A締結によって利益が増える産業である。一方日本の譲許点は主に農水産品の関税とヒトの移動（外国人労働者の受け入れ）の2点である。この分野はF T Aの締結によって不利益を被る分野である。どの国との交渉においても、この2点が常に焦点となっており、特に東アジア諸国側は日本の農林水産品の輸入関税撤廃や貿易投資促進、人材育成、農業などさまざまな分野における日本の協力を要求している。

第一の農産品目の関税問題は、日本は食糧の多くを輸入に頼っているため、多くの農産品目では関税が撤廃されているが、主に日本のF T A交渉相手国である東南アジア諸国の輸入品目のいくつかは日本のセンシティブ品目であり、これらの品目での交渉は難航している。具体的には、コメ、でんぷん、さとうなどで、これらは国内において地域経済と密接しているため政府は保護の立場をとっており、これらの品目を日本に輸出したい東南アジア諸国との交渉において、日本側の弱点になっている。

第二のヒトの移動問題は、東南アジア諸国の多くが未だ発展途上にあり、外国への出稼ぎによる外貨習得に頼っているが、日本は外国人労働者の受け入れに消極的であり、人の移動に関しては交渉が難航している。

これらの問題点は、F T A交渉において日本側の弱点となり、他の分野においての日本側の要求を下げることにもなる。例えば、日本とタイとのF T Aでは農産品目の自由化での除外品目を設けることによって、日本からタイへの自動車輸出の関税引き下げにおいて譲歩することになり、実りの小さいものになったといわれている。これらの問題の解決は、F T A交渉を円滑にし、早期解決に導くだけでなく、その成果を大きくすることにも繋がるのである。

2-1-2 日本の経済構造問題「農業」

農業に関してだが、業界の反対には、主に3つの理由があげられる。一つ目が、地域経済との密接な関わりである。現在、米や砂糖といった品目はE P A交渉において他国が受け入れを要求してくる主要品目ではあるが、これらの品目は日本の地域経済と密接に関係しており、地域の産業や雇用の問題を考えると簡単には受け入れを容認できないのである。二つ目が、環境保護の問題である。

三つ目は、国家安全保障の問題である。食料を他国からの輸入に頼りすぎていると、戦争等が起きた場合に、食料の確保が困難になるためであり、国内での一定の食料自給率を保っておく必油性がある。

以上のことからわかるように農業は日本にとって非常にセンシティブな分野であり、関税撤廃は大変困難なものである。

2-1-3 日本の経済構造問題「人の移動」

現在、多くの EPA/FTA が「人の移動」を含んでいる。その内容も WTO に比べ多岐にわたり、自由度の高いものになっていることが多い。その理由は、EPA/FTA 交渉においては相手国ごとに自由化の内容を変えることができる点にあると思われる。最恵国待遇原則により加盟国すべてに同一条件で交渉しなくてはならない WTO と比べ、EPA/FTA では自由化の内容を経済レベル、地理的条件など相手国の特徴に応じてより柔軟に設定することができる。日本と東アジア諸国との F T A 交渉でも、出稼ぎによって外貨習得をめざす発展途上国からの労働者受け入れを強く望まれている。

日本はこれまで人の移動について、センシティブであると主張してきた。労働者受け入れを要求する外国に対して、日本人雇用の保護、賃金水準の保持等を掲げ労働市場を特定専門職の範囲でしか開放してこなかった。しかし、急速にグローバル化が促進される国際社会において、外国人労働者の受け入れに対して、閉鎖的な日本の現状を改善せざるを得ない。

ただ、農業問題に比べて、外国人労働者受け入れ問題は構造改革が容易である点、国際情勢の流れの中で改善せざるを得ない点において、F T A で譲歩し、外国人労働者を受け入れていくべきであると考え

2-1-4 日フィリピン EPA の看護師受け入れ

厚生労働省は 2004 年 12 月 26 日に「第六次看護職員需給見通し」を公表した。¹今発表によると、平成 18 年度においては需要と供給の差である 41,600 人の看護師が不足する見通しとなった。また、平成 22 年度は 15,900 に縮小する見通しとなった。ただ、平成 16 年末時点における看護職員数は 1,292,593 人であり、第六次看護職員需給見通しで予測されている平成 22 年の看護職員需要を満たすためには約 11 万人の看護職員の確保が必要と考えられる。

看護師の労働条件は「危険」「汚い」「きつい」「休暇が少ない」「給料が安い」の 5 K といわれており、その過酷さから離職率は年々増加している。また新人看護職員の離職率は 9.3% であり、これは看護師養成学校 140 校分にも上る人数である。こうした状況において看護師を今後どのように確保するかが課題である。

日本看護協会は看護師不足の解消のためにさまざまな対策を提唱している。具体的には、新人看護職員の基礎教育の見直しと新卒看護職員の研修制度の整備、短時間勤務などの多様な就業形態による中堅看護師離職防止対策、退職したベテラン看護師の再活用などである。各病院においては、夜勤の交代を増やすなどして看護師の負担を軽減するための対策を取っているところもある。

¹ 需要は、各医療機関等の判断を踏まえ把握することとし、週 40 時間労働、産休・育休の全員取得、法定の年次有給休暇取得、介護休業に必要な需要を見込んだものである。供給数は、年当初就業者数に新卒就業者数及び再就業者数を加え、退職者数を引いて算定してある。

第3章 EPAによる利益の不平等

第1節 推進派

3-1-1 推進派国内構成員

EPA 交渉推進派は日本経団連を中心とした、EPA による関税撤廃などの恩恵を受ける業界である。具体的には自動車産業、鉄鋼産業、電気産業などである。以下では EPA 交渉推進派の代表である自動車業界について触れる。

3-1-2 自動車業界

日本の自動車産業はもともと影響力のある推進派国内構成員のひとつである。近年 ASEAN 諸国への海外進出が非常に活発な自動車業界は、関税撤廃、EPA によるビジネス環境の整備によって大きな利益を享受するからだ。

近年はアジア、特に東アジア地域での自動車産業の発展が急速に進んでいる。第2次世界大戦後の東アジアにおける貿易量の拡大はめざましいものであったが、特に過去10年においては、機械類の部品・中間財を中心に、爆発的な貿易の拡大が起きた。この背景には、貿易・投資の自由化とともに、日系を中心とした企業の活動が国境をまたいで展開されており、国際的な生産、流通ネットワークを形成してきたことがある。そして、自動車業界は EPA の締結により更なる利益の算出、ネットワークの基盤作りの狙っている。

他方、途上国にとっては FTA/EPA の締結により、域内での関税を撤廃し、非効率な輸入代替型産業を再編成することができる。FTA/EPA 参加国同士で関税を撤廃すれば、部品、完成車ともに狭い各国市場に制約されることなく、国境をまたいで生産拠点の配置を効率化することができる。また、関税撤廃だけでなく、貿易・投資の円滑化や経済制度の調和・収束、紛争解決方式の整備によって、国際的取引費用全般の削減を促進することができる。通関の効率化、投資ルールの確立、安全基準の調和などを行うことでコスト削減を図ることができる。

近年の ASEAN における自動車市場の拡大を受け、それに伴う技術蓄積の進展が想定される中で、日本は自国を付加価値の原点とし、ASEAN 全体、そして長期的には中国や韓国も含めた東アジア全体に渡る自動車生産の構造を確立することによって、日本自動車産業のコスト競争力を高めることができる。更に、各市場における日系メーカーの存在感を高め、そこからの投資、部品輸出等の還元により、日本における技術開発を一層促進できるという、大きな枠組みでの自動車産業構造を展開することができる。このことは、東アジア諸国側にとっても現地産業の拡大と活性化による競争力強化に役立つ。日本からの直接投資や技術導入の拡大による雇用の拡大、東アジアの統一市場に向けた取り組みの加速により、今まで以上に多様で安

以上の事柄から、日本の自動車業界にとっては各国とのEPAが大きな意味をもたらす。ASEAN諸国とのEPA交渉では、農業や人の移動の分野で日本が保守的な立場を崩さなかったために自動車の関税引き下げ率が非常に小さい結果となったり、再交渉にもつれている例がある。関税の1%の変化が大きく利益に関係する為、自動車の関税が撤廃するために相手国の自動車産業にサイドペイメントを行うことがあるが、現状では国内に対してサイドペイメントが行われる例はない。

第2節 反対派

EPA交渉における日本の反対分野としては、農業と人の移動の分野がある。まず、農業に関してだが、先ほども述べたとおり、主に3つの理由があげられる。一つ目が、地域経済との密接な関わりである。現在、米や砂糖といった品目はEPA交渉において他国が受け入れを要求してくる主要品目ではあるが、これらの品目は日本の地域経済と密接に関係しており、地域の産業や雇用の問題を考えると簡単には受け入れを容認できないのである。二つ目が、環境保護の問題である。三つ目は、国家安全保障の問題である。食料を他国からの輸入に頼りすぎていると、戦争等が起きた場合に、食料の確保が困難になるおそれがある。農業分野での関税撤廃が断行され続けられれば、食料自給率は現行の40%から下がり続け、独立国家としての国家安全保障を維持できないことにもなりかねない。よって、国内での一定の食料自給率を保っておく必油性がある。

以上のことからわかるように農業は日本にとって非常にセンシティブな分野であり、関税撤廃は大変困難なものである。

同じく反対分野ではあるが農業分野に比べ、労働分野では外国人を受け入れる意義がある。少子高齢化が進んでいる日本では人々の高齢化が進むとともに、労働力人口も減少している。わが国の経済力を維持するためにはいずれ外国人労働者を受け入れなくてはならないことは明白な事実である。また、少子高齢化の影響をまろに受ける看護業界は高齢化による患者の増加に加え、看護師不足の現状に四苦八苦している。こうした分野に外国人労働者を受け入れることは、出稼ぎ等により外貨を獲得したいアジアの途上国と労働力を必要とする日本の希望を一致させるものであるといえる。

第3節 2レベルゲーム理論による交渉の枠組み

2-2-1 2レベルゲーム理論

この論文では2レベルゲーム¹を分析の手法として使用する。まず、この章で2レベルゲームの概要とウィンセットを使った国際交渉分析の手法について説明し、次章の分析につなげていく。

¹ 石黒 2003

2 レベルゲームでは自国の交渉代表者¹、外国の交渉代表者、国内構成団体²の3つをアクターとして設定する。この分析は交渉を国際交渉と国内交渉の二つのレベルに分け、それらを同時に分析する。1 レベル分析では自国と外国の代表者が各国の政策変数に関して合意を求めて交渉する。2 レベル分析では自国の代表者と国内構成員が交渉する。ここでは国内構成員がレベル 1 の国際交渉に批准するか否かを決定する。ここで批准されなければ交渉は成立しない³。(図 2)

交渉代表者は、国際政治と国内政治の双方の反応を予想しながら戦略的に行動する。交渉によって変化する国内外の制約条件の変化は交渉代表者によって戦略的に利用される。

①利得関数

各アクターの利得関数を説明する。アクターの利得は国内の政治的支持率であり、それぞれのアクターは政策変数の最適水準と現実の水準との差を最小化するように行動するとする。自国の交渉代表者の利得関数 UO は次のように表されるとする。

$$UO(t, t^*) = - (t - tO)^2 - (t^* - t^*G^*)^2$$

また、自国の国内構成員の利得関数 UC は次のように想定する

$$UC(t, t^*) = - (t - tI)^2 - (t^* - t^*I^*)^2$$

図 2 - 1 : FTA/EPA 交渉における 2 レベルゲーム

¹ 首相、大統領など

² 議会、反対団体など

³ 国内構成員は、国際交渉に直接的には参加しないが、交渉代表者に政治的圧力をかけ、国際交渉の結果に影響を及ぼす。

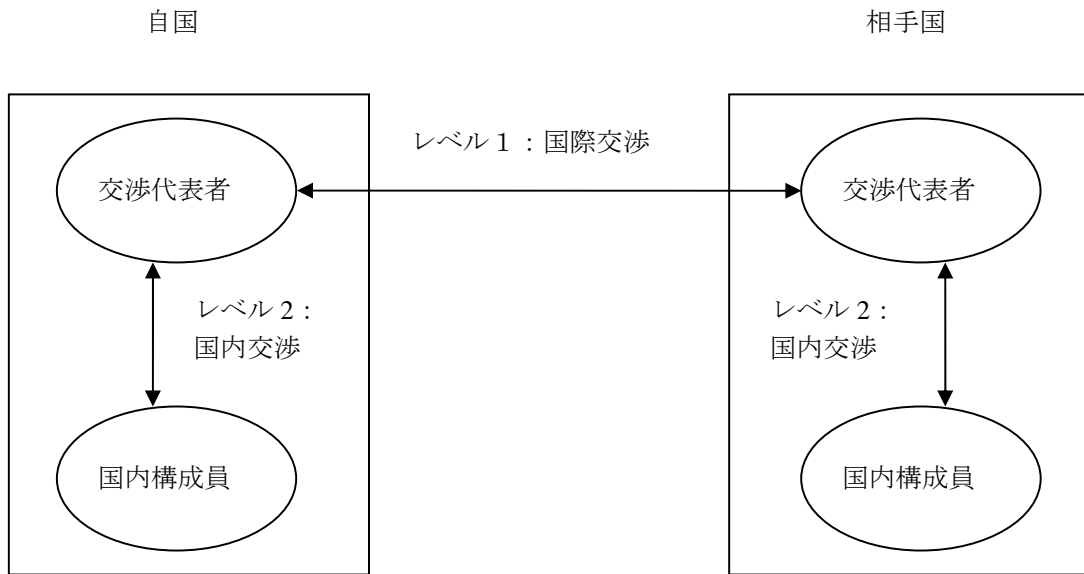
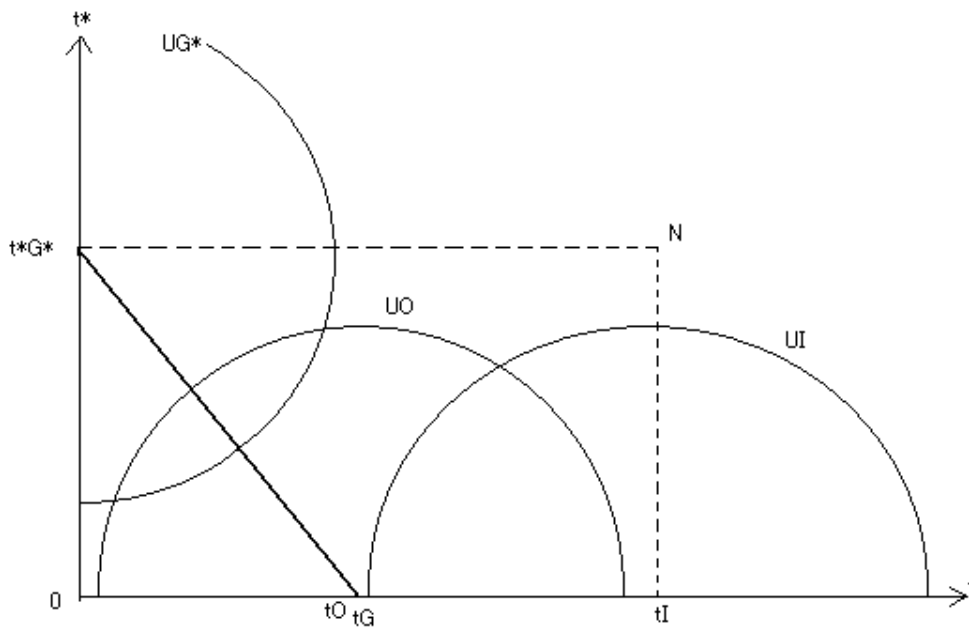


図 2-2 : 各アクターの目的関数



石黒馨研究室 (2006)

ウィンセット

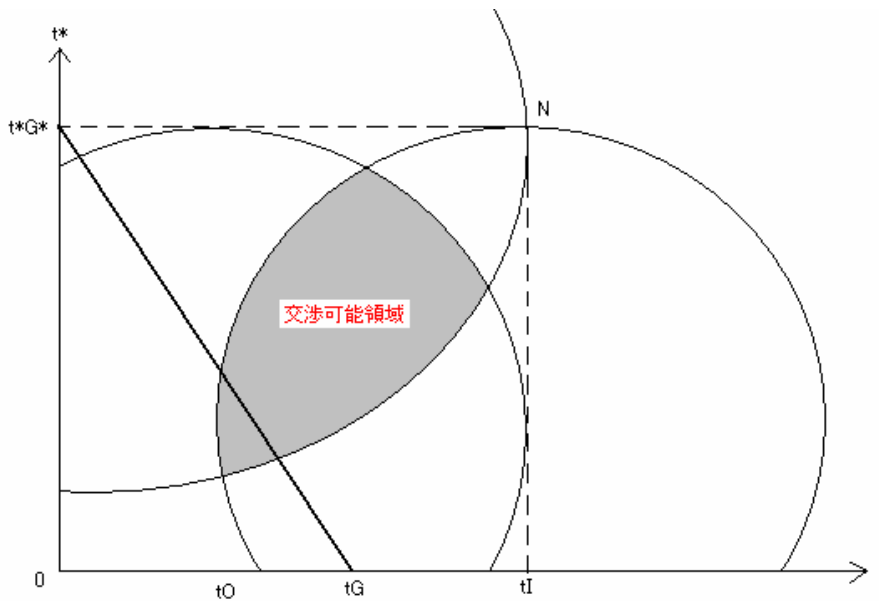
国内構成員が批准する可能性のある合意の集合をウィンセットと呼ぶ。両国の交渉代表者は、交渉過程において両国内構成員のウィンセットによって制約を受ける。そして、国際交渉は両国のウィンセットが重なる交渉可能性領域で行われる。

ウィンセットは国内の政治制度・批准の様式・代表者の行動から影響を受ける。

批准の様式は、承認（事後的な批准）、委任（アプリアリな承認）、黙認（公式の批准の要らない了承）がある。批准手続きが厳しくなるほど、合意の可能性は低くなるのでウィンセットは狭まる。

交渉代表者は、サイドペイメント、説得、制裁の威嚇などでウィンセットを操作・拡大する。

図 2-3：ウィンセットと交渉可能領域

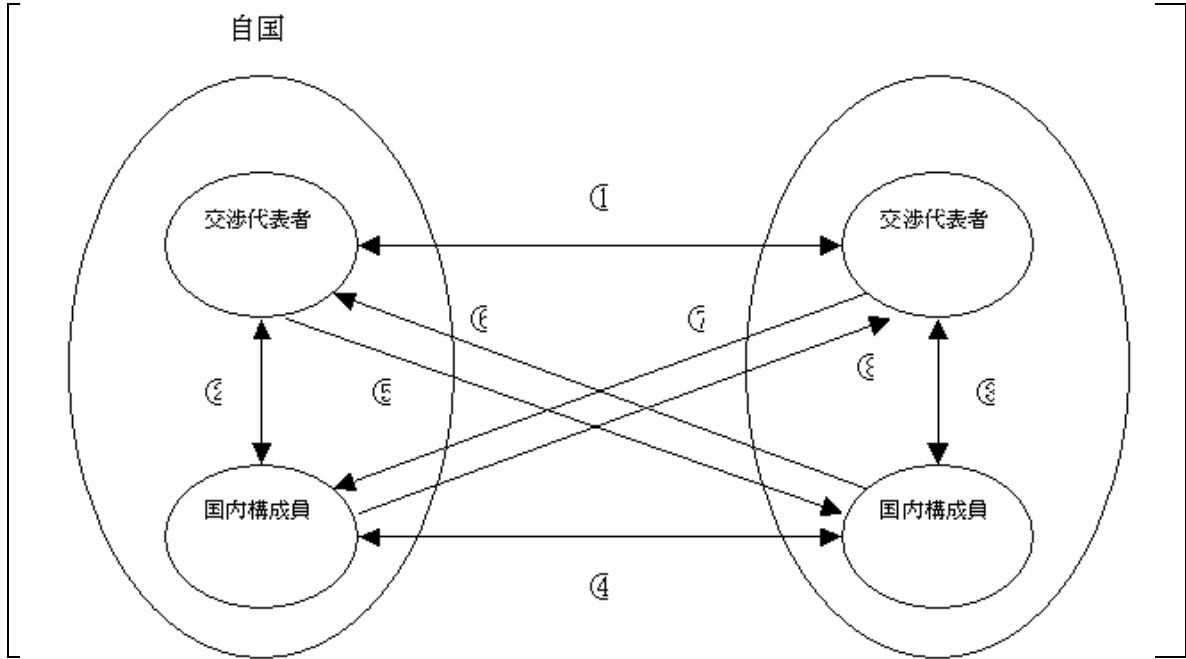


情報構造

国際政策交渉では、交渉代表者や国内構成員の政策選考やウィンセットに関して不確実性が存在する場合がある。複数の争点領域において複数の交渉代理人がかかわる場合や国内構成員の選考が多様で異質な場合があるためである。不確実成果の国際政策交渉では、交渉代表者は、国内の政策選考や批准過程に関する情報を戦略的に操作する可能性がある。ただ、情報操作による一回限りの利益が将来の信頼性を損なう場合には、情報操作は有効な方法ではない。

2-2-2 交渉代表者の戦略と交渉

図 2-4：交渉代表者と国内構成員の行動



①交渉代表者の行動

交渉代表者は、両国の国内構成員や相手国の交渉代表者の政策選考に影響を及ぼすために、サイドペイメント¹、説得²、共鳴³、制裁の威嚇⁴などの手段を用いてウィンセットを操作しようとする。その際、交渉代表者はウィンセットを自国が小さく、外国が大きくなるよう行動するが自国のウィンセットが小さすぎると受け入れられる合意点の集合の範囲は狭くなり、交渉は失敗する。

交渉代表者はこういったウィンセットの操作や、相乗的リンゲージ⁵、トランス・ガバメンタルな連携⁶などといったツールを利用して国際交渉を優位に展開しようとする。

②国内構成員の行動

- 1 交渉代表者が自国や外国の有力な国内構成員や、動揺しやすい利益集団に特別な便益を提供する (図□□□□)
- 2 交渉代表者が自国や相手国の国内構成員に対して政策選考の変更や新たな代替政策への支持を同意によって求めるものである (図□□□□)
- 3 交渉代表者が自国や相手国の国内構成員に対して直接働きかけその認識や政策選考を変化させ、相手国のウィンセットを拡大させる。共鳴は意図的説得以外にも交渉の過程で大衆の意図されない反応として表れることもある。一般的にはサイドペイメントは特定の利益集団を対象にした問題領域で用いられ、共鳴は広範な集団を対象とする問題領域で用いられる (図□□□□)
- 4 交渉が失敗した場合の非合意のコストを高めることによって自国や相手国のウィンセットを広げるものである。(図①②③⑤⑦) 制裁の威嚇は合意の場合と同様に威嚇を実施する国の国内構成員によって批准されなければ、その信頼性を失う。日本では、完了が業界団体に対して許認可権や補助金によって制裁の威嚇を行う場合がある。
- 5 交渉代表者が複数の国際政策交渉のアジェンダを結びつけたり、国際問題と国内問題を結びつけたりすることである。日本の業界団体が FTA の締結により、日本の農業改革を期待することもその一例である。
- 6 交渉代表者間の結託や官僚組織間の結託など。前者はハト派の戦略で、政治資産の相互の交換がある。後者は両国の官僚組織内に政策選考の対立がある場合、選好の近い両国の組織間で行われる。

FTA/EPA交渉のアジェンダが決定されると、利害関係を持つ国内成員が関心を示し、交渉過程に影響を及ぼすようになる。その方法として国内構成員はロビー活動¹、クロスレベル戦略²やトランスナショナルな連携³といった行動をとる。

③ サイドペイメント

ここで、何度か出て来たサイドペイメントが国際交渉で及ぼす効果について言及する。サイドペイメントとは、各アクターが他のアクターの政策選考を変化させるために補助金や経済援助を与えるものである。例えば交渉締結により不利益を被る国内構成員のコストを自国の交渉代表者がサイドペイメントで軽減することで、国内構成員のウィンセットが左にシフトし、交渉合意点の拡大がもたらされる。サイドペイメントは既存の支持者や強硬な反対者よりも判断を決めかねている国内構成員に与えたほうが効果的である。サイドペイメントは3つのアクターすべてが行使できる。

2-2-3 国際合意と国内政治

① ウィンセットと国際合意

ウィンセットの大きさは国際合意に大きく影響する。

まず、ウィンセットが大きいほど、合意の可能性は高く、各国が合意を不履行する可能性は低い。各国のウィンセットが重なるときに国際合意が行われるので、ウィンセットが大きいほど合意の可能性は高くなり、ウィンセットが小さいほど交渉決裂の可能性は高くなる。

次に、ウィンセットの相対的な大きさは、交渉力や利益配分に影響を及ぼす。双方が合意に関心を持っている場合には、ウィンセットの制約が強い、すなわちウィンセットが狭い国ほど有利な利益配分を得る⁴。

② 合意の便益・コストと拒否権

国際合意の形成や実施に特別な権限をもつ利益集団が拒否権を持つ場合、彼らが拒否権を行使すれば、国際交渉は失敗する。国際交渉では不利益を被る国内構成員が拒否権を持つ場合には、その協力が得られなければ国際合意は実施できない。したがって、国際合意の可能性は、コスト負担者と受益者がどのような権限や拒否権を持っているかに依存する⁵。また、国際合意の潜在的便益が拡散し、そのコスト負担が特定の利益集団に集中している場合には、国際合意に対する反対が大きくなる⁶。この時、創造的な戦略の余地は狭く、サイドペイメントが必要になるかもしれない。反対に、国際合意のコスト負担が拡散する際には、交渉代表者は比較的小さなコストで国際合意への支持を得ることができる。

③ 国内の利害構造の再構築

¹ 国内団体が自国、または外国の政府や議会に対して、有利な政策決定が行われるように政策立案や投票依頼などのロビー活動を行う (図4 自国へ:□□、外国へ:□□)

² 国内構成員が相手国の交渉代表者に直接訴えかけ、その政策選好を変えようとする。

³ 利害関係を共有する集団が両国に存在する場合、各国の国内構成員が政治資産の交換や協力的行動を行うことである交渉代表者の政策選好に影響を及ぼすこと。(図4の□)

⁴ (Putnam 1988)

⁵ 日米コメ交渉では自民党の農水族が拒否権を行使した

⁶ オルソン・集合行為理論

国際政策交渉の障害になる国内の利害構造は長期的には再構築の対象になる。再構築の際には、相乗的リンケージが重要な役割を果たす場合がある。交渉代表者の政治目標が、相手国の利害構造の再構築になる場合もある。

2-2-2 日フィリピン EPA の看護師受け入れ問題

日本とフィリピンやインドネシアとのEPA交渉の中で、外国人看護師・介護師受け入れ問題が浮上した。看護師介護師を日本に派遣し、外貨を獲得したいフィリピンやインドネシアとのEPA交渉に対して、日本看護協会が反対派国内構成員として圧力をかけたためである。

日本看護協会は外国人看護師の日本への受け入れについては慎重に対処すべきであり、自国の看護師不足を解消するとの理由で安易に外国人看護師を受け入れるべきではないと主張していた。そもそも、国内の社会保障基盤を揺るがす問題である看護師不足は、外国人看護師に頼るのではなく、国内の看護労働問題を解消することが先決だというのが看護協会の基本的なスタンスである。

ただ、フィリピンやインドネシアとのEPAにおいて外国人看護師を受け入れるとの話し合いが進んだ際には、看護協会は受け入れ反対を表明した。なぜなら、外国人看護師の就業によって、日本人看護師の賃金や労働環境が悪化するのではないか、日本人看護師の労働市場が圧迫されるのではないか、言葉の問題や医療体制の違いから看護ケアの質が維持できないのではないかなどの懸念があったためである。

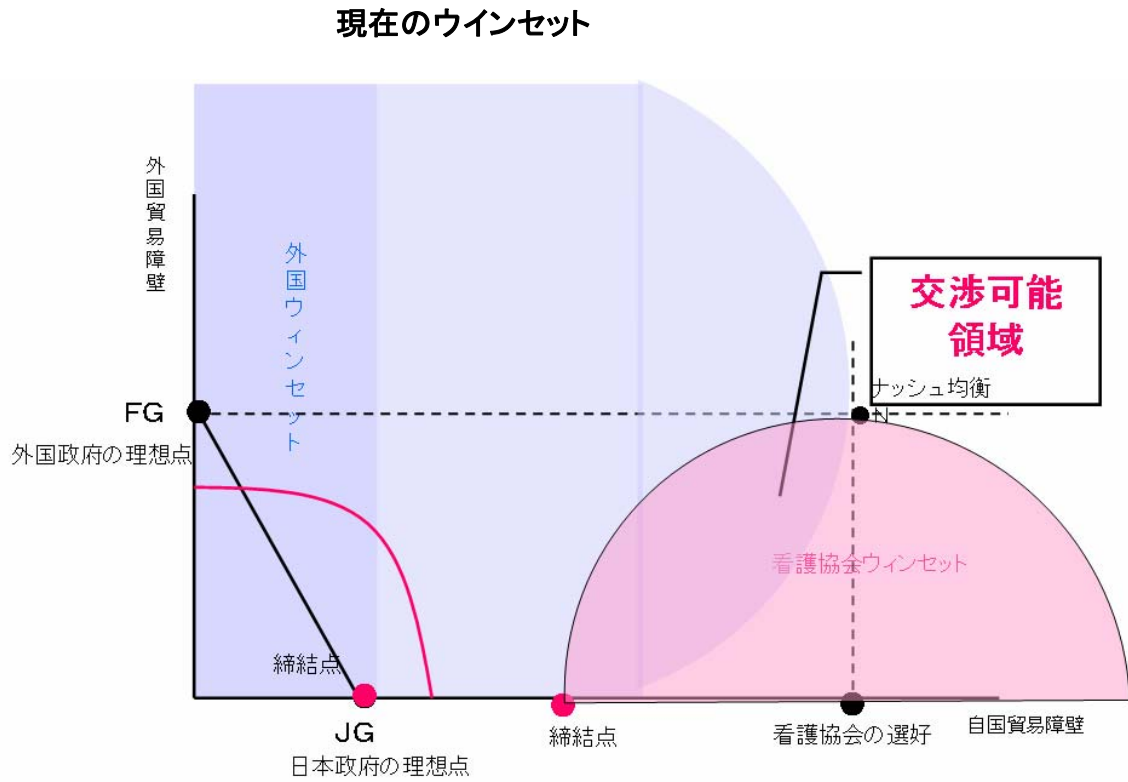
フィリピン側は日本が看護師を受け入れることを強く主張したため、日本側もこれを呑まざるを得なかったが、看護協会も医療・看護の質を確保するための外国人看護師受け入れ 4 条件を主張し、受け入れる場合の最低条件とした。それは(1)日本の看護師国家試験を受験して看護師免を取得すること(2)安全な看護ケアが実施できるだけの日本語の能力を有すること(3)日本で就業する場合には日本人看護師と同等以上の条件で雇用されること(4)看護師免許の相互承認は認めないことである。看護協会は上記の 4 条件を満たさなければ外国人看護師の受け入れは認めないとしている。

しかし、この 4 条件は日フィリピンとの交渉で非常に大きな反対派国内構成員の圧力となっている。実際にこの 4 条件と日本側の呈示した受け入れシステム(後章で記述)のハードル非常に高いとして、フィリピンは批准しておらず実質的に交渉が停止している状態である。

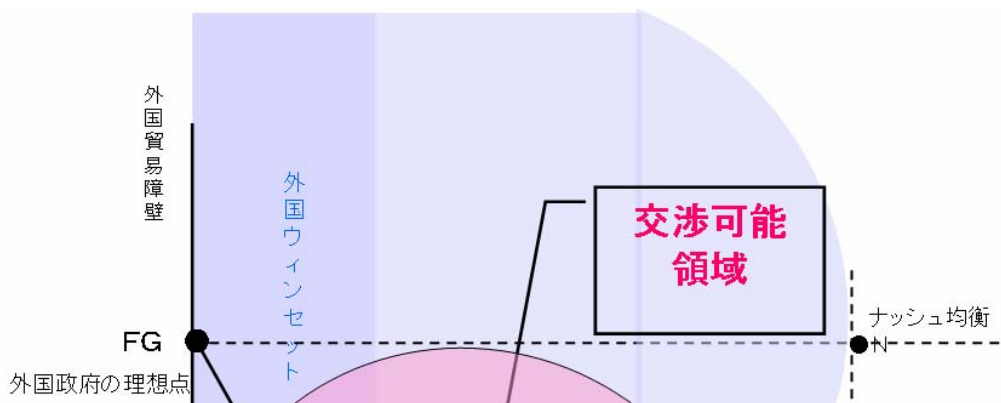
次にウインセットについて考察していく。

看護協会は外国人看護師受け入れ反対の立場をとっている。ただし、看護協会は外国人受け入れ 4 条件を設定しており、それが満たされるならば、受け入れには賛成であるという立場をとっている。つまり、受け入れ 4 条件を満たすような政策を導入すれば(説得)看護協会の圧力は弱まり、ウインセットは左にシフトし、交渉可能性領域は広がる(EPA 交渉は円滑化する)と考えられる。また、何らかのサイドペイメントを看護協会に与えることでも同じことが考えられる(図7)。

図 2-4 ウインセットと交渉可能性領域



看護協会のウインセットが左にシフトした場合



出所) 石黒 (2 0 0 6) を基に筆者が作成

以降はサイドペイメント等によって看護協会の圧力が下がることにより、どれだけ E P A 交渉が円滑化するかを **artisoc** というシミュレーションソフトを使い明らかにする。3-3 で **artisoc** の概要、3-4 で **artisoc** による分析結果を示す。

第4章 EPAファンド

第1節 目的

4-1-1 政策提言

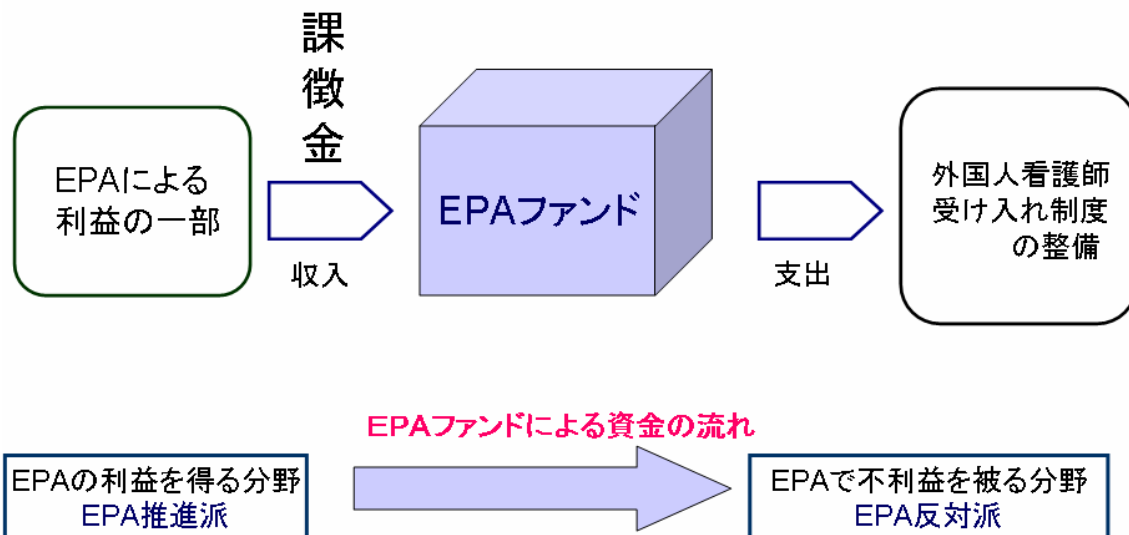
看護協会の圧力を下げるための具体的な政策提言を行なっていく。彼らは外国人看護師受け入れ 4 条件を主張し、受け入れる場合の最低条件としている。それは前述のとおり (1) 日本の看護師国家試験を受験して看護師免を取得すること (2) 安全な看護ケアが実施できるだけの日本語の能力を有すること (3) 日本で就業する場合には日本人看護師と同等以上の条件で雇用されること (4) 看護師免許の相互承認は認めないことである。外国人がこれらすべてを満たすことは簡単でなく実質的な圧力・参入障壁といえる。そこで我々は外国人看護師がこれら 4 条件クリアしやすいような制度を提言し、看護協会の圧力が弱まるように仕向ける。

4-1-2 目的

EPA ファンド設立の目的は□EPA 交渉円滑化□EPA の利益の不均衡の是正である。本稿の日フィリピン EPA における外国人看護師の受け入れ問題の解消だけでなく、EPA ファンドの支出先は農業分野やその他外国人労働者受け入れ分野にも応用できる。

4-1-3 EPA ファンド

まず、EPAの問題点である推進派と反対派の利益の不均衡を是正するために、EPAファンドを作る（下図）。日比間で考えると、交渉推進派である自動車、鉄鋼、電気機械産業等のEPAによる利益の一部を課徴金という形で徴収する。そしてそのお金を反対派である看護協会（看護業界）に支給し、外国人看護師の受け入れに関してネックになっている部分（語学、雇用条件）にあててもらう。



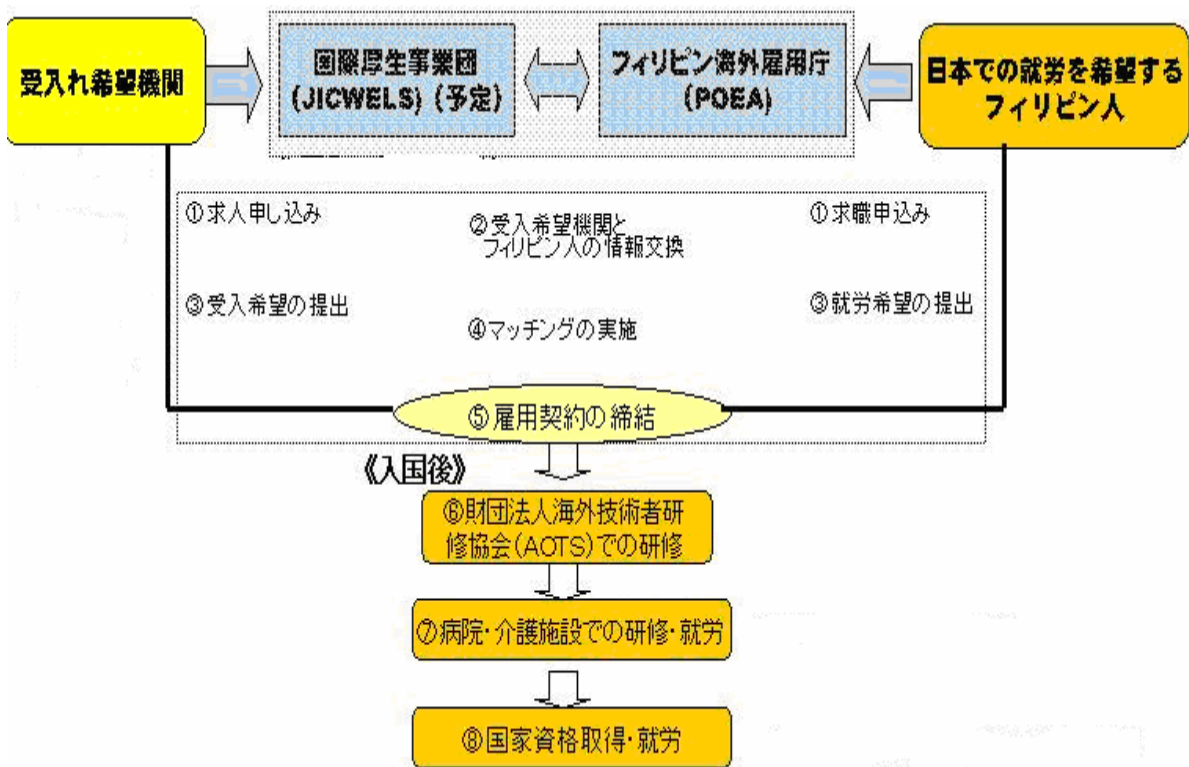
第2節 ファンドのシステム～支出

4-2-1 支出システム

EPA ファンドの支出面について具体的な資金の使い道は、現行制度の3つの問題点から、受け入れ病院への研修生給与補助、フィリピン人看護師の予備校受講料補助、A O T S の日本事情理解のプロジェクト（日本語学校受講料）への補助の3点にする。

4-2-2 日フィリピン外国人看護師受け入れ制度の問題点

図 4-2 日フィリピン看護師受け入れ制度



出所：厚生労働省HP～日比経済連携協定に基づくフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の適正な受け入れについて～ 参考資料より

上図がフィリピン看護師受け入れの流れである。この制度では、日本に派遣されたフィリピン人看護師は海外技術者研修協会（AOTS）において、語学と看護研修を6ヶ月間受け、その後病院での研修を2年半受けたあと、国家試験を受験し、合格者は3年間の滞在延長、不合格者は帰国というシステムである。この制度において看護協会が表明している受け入れ4条件(1)日本の看護師国家試験を受験して看護師免を取得すること(2)安全な看護ケアが実施できるだけの日本語の能力を有すること(3)日本で就業する場合には日本人看護師と同等以上の条件で雇用されること(4)看護師免許の相互承認は認めないこと。を満たすためには、フィリピン看護師にとってハードルが高すぎるとして、現在フィリピン側は合意し

上記制度では財団法人海外技術者研修協会（AOTS）や国際厚生事業団が研修を請け負うことになっているが、日フィリピン EPA が批准されていないために、受け入れ時期や基本的枠組み、具体的な制度内容は未定である。そのため、具体的な支出の算出は民間機関の学費などを使っている。

□受け入れ病院への補助

実際に外国人看護師が日本にきた場合、AOTSでの半年間の語学研修を行うことになるが、その後の2年半は受け入れ病院での研修となる。¹AOTSの財源はODAであり、政府に委託された唯一の機関であり、やってきたフィリピン人に対しての受け入れ態勢が整っている。ゆえにその後の受け入れを希望する病院が存在しなければならない。しかし、実際に雇用契約を結ぶと、雇用形態は看護助手となるが、研修中には病院側が看護師国家試験にむけた対策を行わなければならないだけでなく、文化の違い等による困難などが予測される。そこで、外国人看護師に対する給与の一部をEPAファンドによって賄うことで、病院側が支払う実質賃金は下がり、病院側の受け入れ選考は上昇する。

具体的費用について、雇用形態は看護助手であり、²看護助手の初任給（157,737円）をもとに算出した。³10000人の研修生が2年半就業するので総費用は約480億円となる。

□看護師国家試験予備校への補助

フィリピン側の主張として現在の受け入れ制度はハードルが高く厳しすぎると言われている。しかし、受け入れ4条件を譲歩することはできない。そこで、ハードルを飛びやすくするための政策として看護師国家資格予備校へ通うための資金援助をおこなう。予備校に通うことで充実した勉強体制が整い、国家資格の合格率も上昇する。また予備校にとっても受講生が増えるメリットがある。

具体的費用は4月から年間全日制に通うとすると、一人あたりの学費は439万円であり、10000人の研修生がいるので総費用は39億円となる。

□日本語学校受講料の補助

AOTSで半年間の日本語講習期間があるが、半年間で確実に習得できる保障はない。看護協会の4条件にも、十分な日本語能力の必要性が明記されており、また、研修生にとっても日本語能力をより確実にしてもらうためにも日本語学校へ通うことは有意義なものである。⁴カリキュラムは1,5年のコースがあり、ちょうど看護師国家試験予備校が始まるまでの期間である。一人当たりの受講料は99万円であり、総費用は約100億円である。

以上より、外国人看護師を10000人受け入れた場合の総コストは約620億円となる。シミュレーション結果から（第5章参照）この50%の300億円程度の支出を見込んでいる。

第3章 ファンドのシステム～収入

4-3-1 収入システム

EPA ファンドは課徴金によって収入を得る。この課徴金は EPA 締結によって利益を得た企業に課せられる。利潤を得る業界の例としてここでは自動車業界を挙げる。日フ

¹ AOTSへのヒアリングによる

² 日本医労連 政策局による2004年度賃金・労働時間等実態調査報告参照

³ 今後受け入れ人数は増加するので概算だがこの人数に設定

⁴ 東京アカデミー参照

⁵ Human academy 参照

4-3-2 収入の算出

収入算出は、EPA 締結によって日本からフィリピンへの自動車の輸出が自由化された場合の自動車業界の利益を部分均衡分析で算出した。

収入は部分均衡分析を用いて算出する。

$$\text{日本車供給関数 } S_j = S'_j * (P_j/P_j)^{\alpha_j}$$

$$\text{日本車需要関数 } D_j = D'_j * (P_j/P_j)^{\beta_j}$$

$$\text{フィリピンからの車輸入 } I_{jF} = D_j - S_j$$

$$\text{フィリピン車供給関数 } S_F = S'_F * (P_F/P_F)^{\alpha_F}$$

$$\text{フィリピン車需要関数 } D_F = D'_F * (P_F/P_F)^{\beta_F}$$

$$\text{日本車輸出量 } X_j = S_j - D_j$$

$$\text{均衡価格 } P_F = P'_F * (D_j + D_F) / (S_j + S_F)$$

日本自動車供給の価格弾力性	0.47
日本自動車需要の価格弾力性	-1.182
フィリピン自動車供給の価格弾力性	0.117
フィリピン自動車需要の価格弾力性	-0.074

$$\text{日本自動車供給関数 } S = 9,016,000 * (P/2,710,000)^{0.47}$$

$$\text{日本自動車需要関数 } D = 4,748,600 * (P/2,710,000)^{-1.182}$$

$$\text{フィリピン自動車供給関数 } S = 3,560,000 * (P/1,700,000)^{0.117}$$

$$\text{フィリピン自動車需要関数 } S = 2,020,000 * (P/1,700,000)^{0.074}$$

これを基に算出したところ、日本側の生産者余剰が $542,3521 * 10^{10}$ 増えた。これは交渉推進派である自動車業界の利益と考えられる。前述した看護師養成にかかる年間費用 $6 * 10^{11}$ の半額 $3 * 10^{11}$ を徴収するには

$$(3 * 10^{11}) / (542,3521 * 10^{10}) * 100 \square 0.553 (\%)$$

となり、最低でも利益の 0.5% の課徴率が必要である。

第5章 ファント` 効果のシミュレーション

第1節 シミュレーション設定

5-1-1 a r t i s o c (アーティソック)

EPAファント`の効果を計るために、a r t i s o c (マルチエージェントシミュレーションソフト)を使用した。詳しくは次項で述べるが、このソフトでEPA交渉をシミュレーションし、実際にサイドペイメントが行われた際の締結成立確率の違いを示したい。

5-1-2 シミュレーション設定

第3章で述べたEPA交渉の2レベルゲーム理論を使用した。エージェントは自国政府、外国政府、自国推進派構成員、自国反対派構成員を設定。この4者がそれぞれの効用関数を持ち、ランダムに与えられた初期関税設定に対して効用最大化する関税を計算し、交渉を行う。交渉結果は交渉が決裂する場合(再交渉)合意されるが合意内容がGATT24条を満たさない場合(不成立)、合意内容がGATT24条を満たし締結成立する場合(成立)の3つの場合がある。ここでは、3つめの(成立)を交渉成立とみなし、サイドペイメントの有無によって交渉成立確率がどう変わるかをシミュレーションしている。

表5-1 使用されているエージェントの関数

交渉代表者の提案する 自国関税 t_G	$t_G = \gamma t_i + (1-\gamma)t_o$ □ 反対派の効用最大関税 t_i と推進派の効用最大関税 t_o を反対派交渉力 γ によって内分した点
交渉代表者が提案する 他国関税 t_{Fp}	$0 \leq t_{Fp} \leq 0.04$ でランダムに選択
国内構成員の効用最大関税 t_k I=反対派 0=推進派	$U_k(t, t_{Fp}) = s_{ck}CS + s_k(n\pi_i + SP) + s_{mk}m\pi_j + t(m+1)x_j$ $s_{ck}, s_k, s_{mk} \geq 0, k=I, 0$ □ 国内構成員の効用関数は消費者余剰 CS、国内企業利潤 $(n\pi_i + SP)$ 、在外企業利潤 $m\pi_j$ から構成され、反対派と推進派はそれぞれへのウエイト s_{ck}, s_k, s_{mk} が異なる。反対派は国内企業、推進派は在外企業利潤を重視する。 $(t_k, t_{Fk}) = \text{argmax} U_k(t, t_{Fp})$ □ 国内構成員は効用を最大化する関税を算出する
反対派ウエイト値	$S_{cI} = 0.05 \quad S_I = 0.7 \quad S_{mI} = 0.05$
推進派ウエイト値	$S_{c0} = 0.05 \quad S_0 = 0.05 \quad S_{m0} = 0.6$

外国政府の効用最大関税 $U_F(t, t_F)$	$U_F(t, t_F) = S_{cF}CS_F + S_{F\Pi}F_z + S_{mF}m\Pi_j + t_F n y_{Fi}$; $(t_k, t_{Fk}) = \text{argmax} U_F(t, t_F)$ □国内構成員の効用関数と同様	$S_{cF}, S_F, S_{mF} \square 0$
外国のwett値	$S_{cF}=0.3 \quad S_F=0.3 \quad S_{mF}=0.3$	
GATT 24 条の制約	$t_G + t_{Fp} \square 0.025$	

関数引用：石黒（2006）

ランダムに決定された初期設定関税に対し、国内構成員はそれぞれ効用最大関税を算出し、それを元に交渉代表者は提案関税を算出。提案された関税に対し、国内構成員、外国政府はそれぞれ効用最大化関税を算出し、初期設定関税の効用より効用が大きくなった場合合意に達する。その合意関税が GATT24 条制約下に入った時、締結成立する。

表 5-2 効用関数を構成する要素およびパラメータ値

反対派交渉力 γ	$\gamma=0.7111$
(1- γ)は推進派交渉力	$\gamma=0.2889$
消費者余剰 CS	$CS=(1/2)bX^2, CS_F=(1/2)b_F X_F^2$
両国市場での総供給量 $X, (X_F)$	$X=ny_i+mx_j+z, X_F=ny_{Fi}+mx_{Fj}+z_F$
国内企業の自国(外国)市場への供給量 $y_i(y_{Fi})$	$y_i=[(a-c_y)+(m+1)(c_x-c_y+t)]/(ab) \quad i=1, \dots, n$
在外企業の自国(外国)市場への供給量 $x_j(x_{Fj})$	$x_j=z=[(a-c_x-t)-n(c_x-c_y+t)]/(ab) \quad j=1, \dots, m$
外国企業の自国(外国)市場への供給量 $z(z_F)$	$x_{Fj}=z_F=[(a_F-c_x)-n(c_x-c_y+t_F)]/(ab_F) \quad i=1, \dots, m$
両国の $X(X_F)$ 財の逆需要関数	$p=a-bX, p_F=a_F-b_F X_F \quad a=0.5 \quad b=0.8 \quad a_F=0.2 \quad a_F=0.8$
国内企業数 n	$n=10$
海外企業数 m	$m=2$
限界費用 c	在外企業 $c_x=0.45575$ 、国内企業 $c_y=0.511$ 、 外国企業 $c_z=0.45575$
国内企業利潤 π_i	$\pi_i=(p-c_y)[(a-c_y)+(m+1)(c_x-c_y+t)]/(ab)$ $+ (p_F-c_y-t_F) [(a_F-c_y-t_F)+(m+1)(c_x-c_y+t_F)]/(ab_F) \quad i=1 \dots n$
在外企業利潤 π_j	$\pi_j=\pi_{Fz}=(p-c_x-t) [(a-c_x-t)-n(c_x-c_y+t)]/(ab)$ $+ (p_F-c_x) [(a_F-c_x)-n(c_x-c_y+t_F)]/(ab_F) \quad j=1 \dots m$
サイドペイメント SP	$SP=\tau(m+1)x_j \quad \tau \square 0$

関数引用：石黒（2006）

ここではシミュレーションパラメータ設定を以上のように設定している。反対派国内構成員の交渉力と推進派国内交渉力がおおよそ 7 対 3 になっており、反対派の圧力が交渉に影響を与える場合の設定である。初期関税設定は自国が 5%前後のランダムな値、相手国が 10%前後のランダムな値（ASEANの平均関税が 10%前後）でシミュレーションを行った。

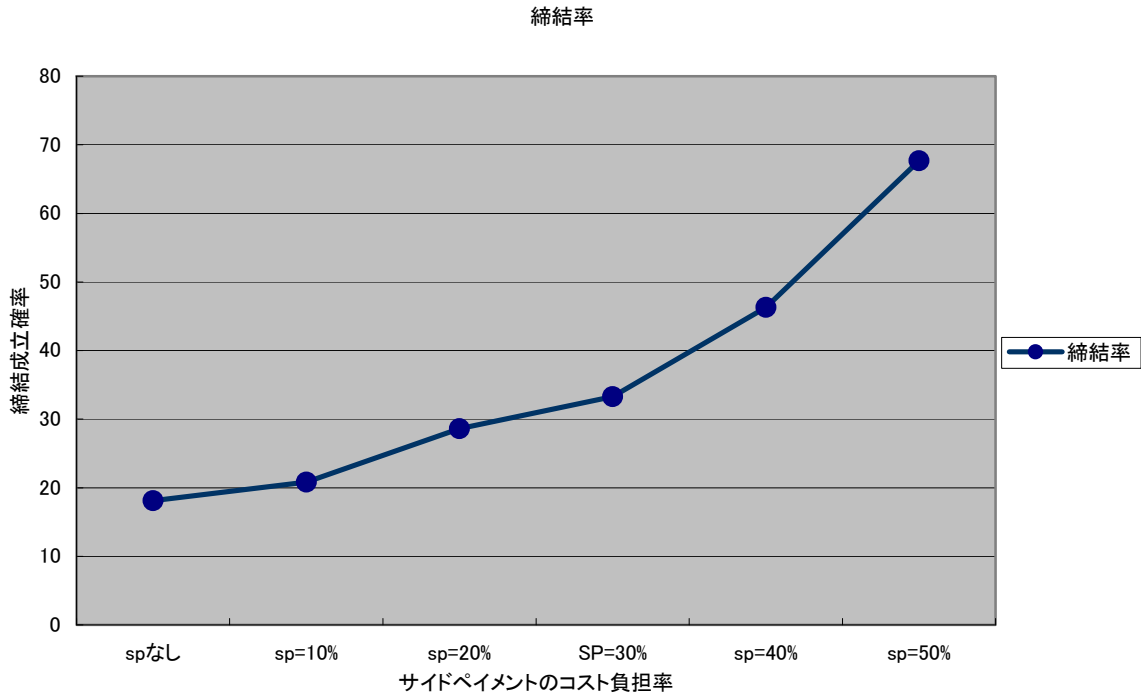
第2節 シミュレーション結果

5-2-1 結果

表 5-3 シミュレーション結果

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	平均(%)
SP=0 の時の交渉成立数(100 回中)	12	20	18	11	23	20	22	21	15	19	18.1
SP=0.04(10%) の時の交渉成立数(100 回中)	31	19	21	21	21	18	16	18	19	24	20.8
SP=0.08(20%) の時の交渉成立数(100 回中)	35	19	31	28	23	35	41	30	24	20	28.6
SP=0.12(30%) の時の交渉成立数(100 回中)	25	40	47	42	44	19	25	23	25	43	33.3
SP=0.16(40%) の時の交渉成立数(100 回中)	60	51	39	48	35	60	48	46	40	36	46.3
SP=0.2(50%) の時の交渉成立数(100 回中)	61	60	59	63	73	79	59	74	75	74	67.7

前項のパラメーターでシミュレーションした結果上記の結果が得られた。サイドペイメントが無い場合と、国内企業のコストに対して10%~50%のサイドペイメントが支払われた場合の交渉100回当たりの締結数を算出し、それを10回繰り返し、平均成立確率を求めた。その結果、コストに対して10%の程度のサイドペイメントではサイドペイメントが無い場合とほとんど差はないが、50%のサイドペイメントが支払われる場合、交渉成立確率は70%近くまで上がることが分かった。



第3節 参考文献・データ出展

《参考文献》

- 石黒馨 (2006) 『貿易自由化交渉と官僚制多元主義』
石黒馨 (2007) 『入門・国際政治経済の分析』勁草書房
馬田啓一 (2005) 『新興国のF T Aと日本企業』ジェトロ
明日山陽子 「東アジアの地域統合の進展と日本のF T A戦略」
助川成也 「A S E A Nの対外経済侵略とそのインパクト」
米谷博 「日本の自動車産業の新興市場戦略」
馬田啓一 「エピローグ～新興国のF T Aと日本の対応」
外務省ホームページ 経済
日A S E A N研究機関会合 「日A S E A N包括的経済協定理念と課題」
鈴木宣弘 (2005) 『F T Aと食料』筑波書房
神戸大学石黒馨研究室 (2006) 「EPA 交渉円滑化と早期締結に向けて」
http://www.isfj.net/ronbun/report2006/kokusai_boueki/ishiguro.pdf
社団法人日本看護協会 (2006) 「看護職員確保に関する考え方」
<http://www.nurse.or.jp/home/opinion/teigen/2006pdf/kangokakuho.pdf>
社団法人 日本看護協会 (2005) 「第六次看護職員需給見通し」達成に向けた本会の意見
<http://www.nurse.or.jp/home/opinion/teigen/2005pdf/iken20051228.pdf>
菅原淳一 (2007.3.29) 「通商問題としての外国人労働者受け入れ」
<http://www.mizuho-ri.co.jp/research/economics/pdf/policy-insight/MSI070329.pdf>
日本経済団体連合会 (2004.4.14) 「外国人受け入れ問題に関する提言」
<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2004/029/honbun.html>

《データ出典》

- 藤本伸樹 『国際人権広場・no 7 3 2 0 0 7 年 5 月 発 効』
http://www.hurights.or.jp/newsletter/J_NL/#73、11月3日アクセス
社団法人 日本自動車工業会(JAMA) 11月2日アクセス
<http://www.jama.or.jp/index.html>
EIU data service
<http://secure.alacra.com/cgi-bin/alacraswitchISAPI.dll>(2007年11月2日アクセス)